

参考資料 1

ICDに関するWHOの勧告と日本における適用

1 WHOにおけるICDの改正について

- WHOは、新しい疾病、臨床（医学的）知識の変化、医学用語の変化、分類表の一層の明確化等に対応するため、ICD-10の改正（アップデート）、すなわち、ICD-10のまま改善（大改正、小改正）を加え、バージョンを更新することとしている。
- 改正の原則は、「基本分類表（tabular list）」の改正は3年ごとの「大改正（Major change）」と毎年行われる「小改正（Minor change）」に分けられており、基本分類表に影響を与えない「索引」については、毎年改正される。
- 大改正については、毎年10月のWHO-FIC協力センター長会議において、WHOが受理したICD-10の改正項目のうち大改正に該当する更新事項が、翌年公表され、指定された大改正の年の1月から施行される。
小改正については、毎年10月のWHO-FIC協力センター長会議において、WHOが受理したICD-10の改正項目のうち小改正に該当する更新事項が、翌年公表され、その年の翌年1月から施行される。

[参考] 大改正と小改正の区分

大改正（Major change）	小改正（Minor change）
<ul style="list-style-type: none">・ 新たなコードの追加・ コードの削除・ コードの移動・ あるコードについて、3桁分類項目のカテゴリの変化を伴う索引の改正・ 罹患率もしくは死亡率に関するデータの収集の精度に影響を与えるルールもしくはガイドラインの改正・ 新たな用語の索引への導入	<ul style="list-style-type: none">・ あるコードについて、同一の3桁分類項目のカテゴリ内における索引の修正もしくは明確化・ 内容例示表もしくは索引の強化（例：包含、除外項目の追加及び二重分類の追加など）・ あるコードについて、概念の変化ではなく表現の強化・ 罹患率もしくは死亡率に関するデータの収集の精度に影響を与えないルールもしくはガイドラインの改正・ 誤植の修正

2 WHOが勧告するICDの日本における適用

WHOの勧告	日本の対応
○ 3桁、4桁コードと分類名(14,000)	○ 3桁、4桁コードと分類名(14,000) + 独自の細分類 *各枠内は告示事項 (疾病、傷害及び死因の統計分類基本分類表)
○ 分類方法 ・ 内容例示 (ルール) ・ 索引	○ 分類方法 ・ 内容例示 (ルール) (日本における事情を考慮) ・ 索引 + 日本の慣用語 (日本語のソート)
○ 死因選択ルール	○ 死因選択ルール (日本における事情を考慮)
○ 製表用リスト ・ 死亡製表用リスト 一般死亡 (簡約、選択) 乳児及び小児死亡 (簡約、選択) ・ 疾病製表用リスト	○ WHOへの提出は製表用リスト 国内では日本の事情により独自の表を作成 疾病分類 (大、中、小) 死因分類 (参考) 日本独自 (人口動態用製表) ・ 選択死因分類表 ・ 乳児死因分類表 ・ 死因年次推移分類表 ・ 感染症分類表 ・ 死因順位に用いる分類項目

○アップデートの概要

(2004年改訂分まで)

- ・ コードの追加、削除、変更 (約 70箇所)
 分類名の変更
 (告示改正を必要とするもの)
- ・ 内容例示の追加、削除、変更 (約 200箇所)
 (告示改正を必要としないもの)
- ・ 索引の追加、削除、変更 (約 600箇所)
- ・ 死因選択ルールの一部変更 (約 30箇所)

○日本への適用に必要な事務

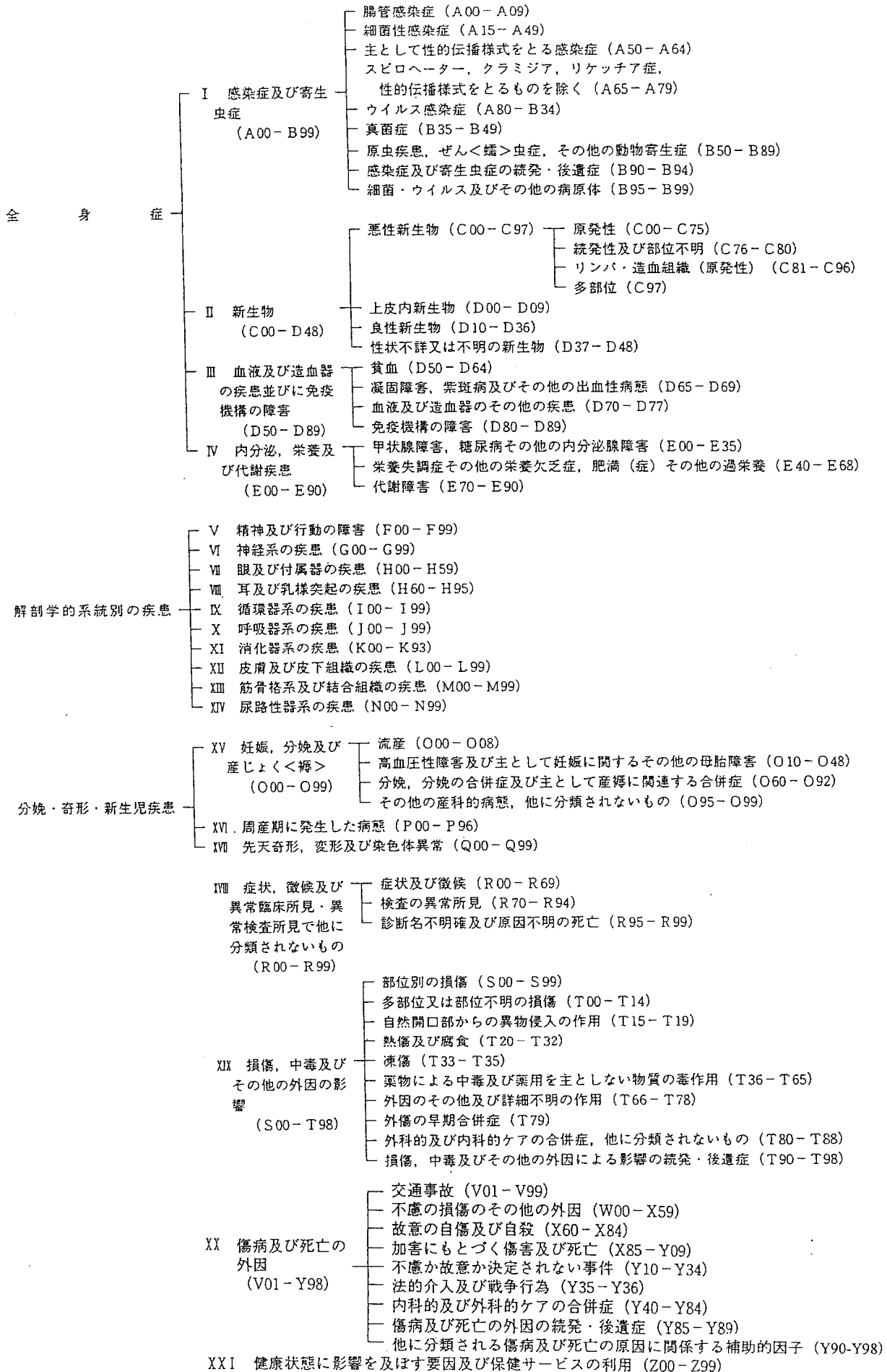
(1) WHOの一部改正分に係る事務

- ① 内容の確認と訳の適切さの確認
- ② 細分類の設定 (日本分類、死因分類)
- ③ 索引への慣用語の追加
- ④ 疾病分類表 (大、中、小) のチェック
 死因分類のチェック

(2) 適用に係るとりまとめ事務

- ・ 総務省告示改正 (案)
- ・ 疾病、傷害及び死因統計分類提要の改訂版
 第1巻 総論 (死因選択ルール、製表用リスト等)
 第2巻 内容例示 (コード)
 第3巻 索引

3 ICD-10の分類体系



注: 第XXI章は人口動態統計には用いない。

4 統計調査に用いる疾病、傷害及び死因に関する分類の名称及び分類表（抜粋）

○統計調査に用いる産業分類並びに
疾病、傷害及び死因分類を定める
政令第三条の規定に基づく疾病、
傷害及び死因に関する分類の名称
及び分類表

(平成六年十月十二日
総務庁告示第七十五号)

正 平 成 六 年 七 月 二 五 日 総 務 庁 告 示 第 一 一 三 号
同 一 二 年 三 月 三 一 日 同 第 六 四 号
同 一 三 年 七 月 三 日 総 務 庁 告 示 第 四 六 三 号

統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令（昭和二十六年政令第百二十七号）第三条の規定に基づき、疾病、傷害及び死因に関する分類の名称及び分類表を次のように定め、平成七年一月一日から施行する。

昭和五十三年行政管理局告示第七十三号は、この告示の施行の日から廃止する。ただし、平成六年十二月三十一日までに実施する統計調査の結果の表示については、なお、従前の例によることである。

1 分類の名称 疾病、傷害及び死因の統計分類（平8総務告113・一部改正）

2 分類表（平8総務告113・平13総省告463・一部改正）

一 疾病、傷害及び死因の統計分類基本分類表

第1章 感染症及び寄生虫症

腸管感染症(A00—A09)

A00 コレラ

- A00.0 コレラ菌によるコレラ
- A00.1 エルトールコレラ菌によるコレラ
- A00.9 コレラ，詳細不明

A01 腸チフス及びパラチフス

- A01.0 腸チフス
- A01.1 パラチフスA
- A01.2 パラチフスB
- A01.3 パラチフスC
- A01.4 パラチフス，詳細不明

A02 その他のサルモネラ感染症

- A02.0 サルモネラ腸炎
- A02.1 サルモネラ敗血症
- A02.2† 局所的サルモネラ感染症
- A02.8 その他の明示されたサルモネラ感染症
- A02.9 サルモネラ感染症，詳細不明

A03 細菌性赤痢

- A03.0 志賀菌による細菌性赤痢
- A03.1 フレクスナー菌による細菌性赤痢

- A03.2 ボイド菌による細菌性赤痢
- A03.3 ソンネ菌による細菌性赤痢
- A03.8 その他の細菌性赤痢
- A03.9 細菌性赤痢，詳細不明
- A04 その他の細菌性腸管感染症
 - A04.0 腸管病原性大腸菌感染症
 - A04.1 腸管毒素原性大腸菌感染症
 - A04.2 腸管組織侵襲性大腸菌感染症
 - A04.3 腸管出血性大腸菌感染症
 - A04.4 その他の大腸菌性腸管感染症
 - A04.5 カンピロバクター腸炎
 - A04.6 エルシニアエンテロコリチカによる腸炎
 - A04.7 クロストリジウム ディフィシルによる全腸炎
 - A04.8 その他の明示された細菌性腸管感染症
 - A04.9 細菌性腸管感染症，詳細不明
- A05 その他の細菌性食中毒
 - A05.0 ブドウ球菌性食中毒
 - A05.1 ボツリズム<ボツリヌス中毒>
 - A05.2 ウェルシュ菌食中毒
 - A05.3 腸炎ビブリオ食中毒
 - A05.4 セレウス菌食中毒
 - A05.8 その他の明示された細菌性食中毒
 - A05.9 細菌性食中毒，詳細不明
- A06 アメーバ症
 - A06.0 急性アメーバ赤痢
 - A06.1 慢性腸アメーバ症
 - A06.2 アメーバ性非赤痢性大腸炎
 - A06.3 腸管アメーバ肉芽腫
 - A06.4 アメーバ性肝膿瘍
 - A06.5† アメーバ性肺膿瘍(J99.8*)
 - A06.6† アメーバ性脳膿瘍(G07*)
 - A06.7 皮膚アメーバ症
 - A06.8 その他の部位のアメーバ感染症
 - A06.9 アメーバ症，詳細不明
- A07 その他の原虫性腸疾患
 - A07.0 バランチジウム症
 - A07.1 ジアルジア症 [ランブル鞭毛虫症]
 - A07.2 クリプトスポリジウム症
 - A07.3 イソスポラ症
 - A07.8 その他の明示された原虫性腸疾患
 - A07.9 原虫性腸疾患，詳細不明
- A08 ウイルス性及びその他の明示された腸管感染症
 - A08.0 ロタウイルス性腸炎
 - A08.1 ノーウォーク様ウイルスによる急性胃腸炎
 - A08.2 アデノウイルス性腸炎
 - A08.3 その他のウイルス性腸炎

参考資料 2

○ 社会保障審議会令（平成十二年政令第二百八十二号）

内閣は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第七條第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一條（組織）
 第一條 社会保障審議会（以下「審議会」という。）は、委員三十人以上以内で組織する。

第二條 審議会は、臨時委員を置くことができる。審議会は、臨時委員を置くことができる。審議会は、臨時委員を置くことができる。審議会は、臨時委員を置くことができる。

第三條 審議会の委員は、学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

第四條 審議会の委員は、任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第五條 審議会の委員は、任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第六條 審議会の委員は、任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第七條 審議会の委員は、任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第八條 審議会の委員は、任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第九條 審議会の委員は、任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第十條 審議会の委員は、任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第十一條 審議会の委員は、任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第十二條 審議会の委員は、任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第十三條 審議会の委員は、任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

名稱
 統計分科会
 医療分科会
 福祉文化分科会
 介護給付費分科会
 医療保険分科会
 年金資金運用分科会

統計分科会	統計の総合的企画、調査及び研究、統計の指導並びに統計の調査審議すること。
医療分科会	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定によること。
福祉文化分科会	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）及び障害者福祉法（昭和二十四年法律第六十号）並びに社会福祉法（昭和二十五年法律第二十五号）の規定によること。
介護給付費分科会	介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）及び介護保険法の規定によること。
医療保険分科会	健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び健康保険法（昭和十四年法律第七十三号）並びに健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）の規定によること。
年金資金運用分科会	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百零四号）及び国民年金法（昭和二十四年法律第九十四号）並びに国民年金法の規定によること。

第六條 審議会の議決は、分科会の議決をもつて審議会の議決とする。

第五條 分科会長の職務を代理する。

第四條 分科会長の職務を代理する。

第三條 分科会長の職務を代理する。

第二條 分科会長の職務を代理する。

第一條 分科会長の職務を代理する。

第六條(部会) 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長(分科会に置かれる部会にあつては、分科会長)が指名する。

3 部会に部長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部長は、当該部会の事務を掌理する。

5 臨時委員のうちから部長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会(分科会)に置かれる部会にあつては、分科会以下この項に同じ。は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

第七條(幹事) 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

第八條(議事) 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可決のときは、会長の前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

3 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可決のときは、会長の前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

第九條(資料) 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

第十條(庶務) 審議会の庶務は、厚生労働省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、次の各号に掲げる分科会に係るものについては、それぞれ当該各号に定める課において総括し、及び処理する。

一 統計分科会 厚生労働省大臣官房統計情報部企画課

二 医療分科会 厚生労働省医政局総務課

三 福祉文化分科会 厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

四 介護給付分科会 厚生労働省老健局老人保健課

五 医療保険給付分科会 厚生労働省年金局総務課

六 年金運用分科会 厚生労働省年金局運用指導課

第十一條(雑則) この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に必要事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附則 1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

2 平成十三年三月三十一日までの間は、第五条第一項中「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)及び国民年金法(昭和二十四年法律第四十一号)」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)」とする。

附則 (平成十四年政令第一九七号) (抄)

第一条 (施行期日) この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

